

# 平成13年9月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 招集告示 .....   | 1  |
| 会 期 .....  | 1  |
| 応招議員・不応招議員 .....   | 2  |
| <br>   |    |
| 10月10日(水)      ○議事日程 .....                               | 3  |
| ○出席議員・欠席議員 .....   | 4  |
| ○説明のための出席者 .....   | 4  |
| ○事務局職員出席者 .....  | 4  |
| ○開会及び開議の宣告 .....   | 5  |
| ○議長のあいさつ .....   | 5  |
| ○管理者のあいさつ .....  | 5  |
| ○議事日程の報告 .....   | 6  |
| ○日程第1、会議録署名議員の指名 .....                                   | 6  |
| ○日程第2、会期の決定 .....  | 6  |
| ○日程第3、諸報告 .....  | 6  |
| ○日程第4、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定<br>について(議案第5号) ..... | 7  |
| ○日程第5、一般質問 .....   | 27 |
| ○議長のあいさつ .....   | 41 |
| ○管理者のあいさつ .....  | 41 |
| ○閉会の宣告 .....   | 42 |

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第14号

平成13年9月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成13年9月10日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊利仁

記

1 期 日 平成13年10月10日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

平成13年10月10日 1日間

## ○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

|     |   |   |   |   |   |     |    |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|-----|----|---|---|---|---|
| 1番  | 森 | 田 | 正 | 男 | 君 | 2番  | 山  | 中 | 基 | 充 | 君 |
| 3番  | 田 | 原 | 教 | 善 | 君 | 4番  | 高  | 沢 | 良 | 夫 | 君 |
| 5番  | 山 | 田 | 吉 | 徳 | 君 | 6番  | 長  | 井 | 昭 | 夫 | 君 |
| 7番  | 塘 | 永 | 真 | 理 | 人 | 君   | 8番 | 松 | 村 | 和 | 子 |
| 9番  | 井 | 上 | 勝 | 司 | 君 | 10番 | 西  | 村 | 武 | 次 | 君 |
| 11番 | 中 | 島 | 常 | 吉 | 君 | 12番 | 榎  | 原 | 京 | 子 | 君 |
| 13番 | 高 | 橋 | 信 | 次 | 君 | 14番 | 藤  | 原 | 建 | 志 | 君 |

不応招議員（なし）

# 平成13年9月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成13年10月10日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第3号）

(2)議事説明者について

日程第4、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第5号）

日程第5、一般質問

午前 10 時開会

出席議員 (14名)

|     |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 1番  | 森 | 田 | 正 | 男 | 君 | 2番  | 山 | 中 | 基 | 充 | 君 |
| 3番  | 田 | 原 | 教 | 善 | 君 | 4番  | 高 | 沢 | 良 | 夫 | 君 |
| 5番  | 山 | 田 | 吉 | 徳 | 君 | 6番  | 長 | 井 | 昭 | 夫 | 君 |
| 7番  | 塘 | 永 | 真 | 理 | 人 | 8番  | 松 | 村 | 和 | 子 | 君 |
| 9番  | 井 | 上 | 勝 | 司 | 君 | 10番 | 西 | 村 | 武 | 次 | 君 |
| 11番 | 中 | 島 | 常 | 吉 | 君 | 12番 | 榎 | 原 | 京 | 子 | 君 |
| 13番 | 高 | 橋 | 信 | 次 | 君 | 14番 | 藤 | 原 | 建 | 志 | 君 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

|                   |   |   |   |   |         |                        |   |   |   |   |   |
|-------------------|---|---|---|---|---------|------------------------|---|---|---|---|---|
| 管 理 者             | 伊 | 利 | 仁 | 君 | 副 管 理 者 | 品                      | 川 | 義 | 雄 | 君 |   |
| 収 入 役             | 池 | 畠 | 勝 | 一 | 君       | 監 査 委 員                | 菅 | 沼 | 明 | 之 | 君 |
| 事 務 局 長           | 吉 | 田 | 勝 | 己 | 君       | 事 務 局 次 長<br>兼 総 務 課 長 | 柳 | 沢 | 弘 | 君 |   |
| 事 務 局 次 長         | 山 | 崎 | 邦 | 治 | 君       | 事 務 局 次 長<br>兼 管 理 課 長 | 中 | 河 | 渡 | 君 |   |
| 業 務 課 長           | 浅 | 見 | 邦 | 男 | 君       | 建設 課 長                 | 岩 | 上 | 達 | 志 | 君 |
| 水 セ ン タ 所 处 理 一 長 | 金 | 子 | 久 | 夫 | 君       |                        |   |   |   |   |   |

事務局職員出席者

|     |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 書 記 | 岡 | 安 | 文 | 雄 | 書 記 | 森 | 田 | 進 | 一 |
| 書 記 | 新 | 井 | 邦 | 男 | 書 記 | 高 | 山 |   | 淳 |

## ◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（高沢良夫君） 現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成13年9月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◇

---

## ◎議長のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成13年9月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できることは、本組合の発展のため、まことに喜ばしい次第であります。

本日は平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定の議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、ごあいさつといたします。

---

◇

---

## ◎管理者のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 管理者よりごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成13年9月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用な中、ご健勝にて全員の方のご出席をいただきまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、当組合発展のためにまことにご同慶にたえないところでありますて、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第3・四半期に入りましたが、公共下水道管渠布設工事も順調に進捗しており、下水道普及促進に向け努力をいたしているところでございます。また、各種事業の推進に銳意努力をいたしているところでありますて、これもひとえに議員各位及び関係皆様方のご理解とご協力のたまものと深く感謝を申し上げる次第であります。

本日ご提案申し上げる議案は、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定1件でございますが、本組合運営上重要な議案でございますので、何とぞ慎重ご審議をいただき、適切なるご結論を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。



### ◎議事日程の報告

○議長（高沢良夫君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山 淳君） （議事日程朗読）



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（高沢良夫君） ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

8番 松村和子 議員

9番 井上勝司 議員

を指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（高沢良夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、平成13年9月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸報告

○議長（高沢良夫君） 日程第3、諸報告をいたします。

監査委員から、平成13年5月、6月及び7月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。



## ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高沢良夫君）　日程第4、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について（議案第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　ただいま議題となっております議案第5号　平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案の理由を申し上げます。

平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算につきましては、去る7月23日に監査委員さんに審査をお願いいたしましたところ、いずれも計数的に正確であり、かつ内容も正当なものと認められましたので、その意見書並びに行政報告書を付して議会の認定をいただきたく、提案いたした次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高沢良夫君）　これより本案に対する内容説明を求めます。

歳入及び歳出にかかる説明を求めます。

最初に、柳沢事務局次長。

○事務局次長（柳沢　弘君）　（内容説明）

○議長（高沢良夫君）　次に、岩上建設課長。

○建設課長（岩上達志君）　（内容説明）

○議長（高沢良夫君）　次に、金子水処理センター所長。

○水処理センター所長（金子久夫君）　（内容説明）

○議長（高沢良夫君）　続いて、中河事務局次長。

○事務局次長（中河　渡君）　（内容説明）

○議長（高沢良夫君）　これより質疑に入ります。

2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君）　議案第5号　平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑をさせていただきます。

この平成12年というものは、まさに2000年ミレニアムの年でございまして、我々地方自治体にとっても地方分権一括法が施行されて、より独立、自立、そして責任が問われた年でもございました。その中にあってみずから収入等の確保というものに対して、今まで真剣でなかったというわけではございませんけれども、よりシビアな対応が求められてきたと考えられる年でございます。

その中において一番目立つところにおきましては、収入未済額、また徴収率等が微減といいますか、悪化しているという現状に対しまして、どのようにとらえられてどのように対応されていたのか、徴収に対して努力をされているというご説明でございましたけれども、その内容等について詳しくお示しいただき

たいと思います。

続きまして、同様に地域し尿処理施設、今回は星和住宅が新たに加わったわけでございますけれども、その事業規模としては大体予算現額からやると、大体6倍規模の事業規模でございますけれども、その今年度だけの未済にかかわりますと20倍ほどの開きがございます。その辺をどのように分析されているのか、西坂戸に関しましてはもう恒常に未済な方が多いとか、そこら辺のことを原因等がもしありましたら、分析等をお示しいただきたいと思います。

また、今回は今年度平成14年4月施行に延期されましたけれども、いわゆるペイオフという問題があります。当初できましたら今年度に施行される予定でありましたけれども、当組合におきましても下水道整備基金が平成12年度の現在高で5億1,366万2,000円となっております。このうちの1,000万までしか要是預金が還付されないと、つぶれた場合、このことに対して今この當下水道組合のみならず、各自治体で今国としての対策を求めているというのも実情でございますけれども、どのような対応、また研究等をされているかについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（高沢良夫君）　浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君）　未済の関係でございますが、この数年景気が悪化して、そのあたりを受けて下水道使用料金が滞納者が微増でございますが、ふえてきているのが状態でございます。滞納者につきましては、郵送に対して督促状、それから催告状、そして電話による請求、それから臨宅等において未済について集金をさせていただいているわけなのですが、職員一同努力しているところでございますが、現実集金に伺いましても、どうしてもお金がないのだということが現状でございます。さらに、そういった意味でほかの方法というような形ではないですが、臨宅の徴収を回数をふやしたり、昼間だけではなく夜もということでさらに努力をしていきたいなというふうに思っております。

それから、星和の若葉台地域し尿処理施設の未済でございますが、この関係でございますが、10月初めにこれ収入未済がなくなって集金されております。ですから、今現在ではゼロでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　お答えいたします。

ペイオフの解禁に向けての公金の保全対策の関係でございますけれども、既にご承知のとおり平成14年4月から解禁されるということになっておりまして、当組合といたしましても構成市であります坂戸市と同じ指定金融機関ということもございまして、現在坂戸市の方で保全対策の関係の研究会が設置されています。ほかの事務組合も一緒にその研究会の中に入りまして、組合の公金の保全対策関係を現在取りまとめて万全を期していきたいというようなことで進めております。

以上です。

○議長（高沢良夫君）　2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君）　2番、山中基充です。再質疑を行わさせていただきます。

まず、収入未済、徴収率の件についてなのですけれども、督促状をなされて、また電話等、また日曜日、夜間の徴収等に努力されていると、しかし行っても払えないものは払えないというような、そういった形

でなかなかこれは行政側としても苦労のあるところかなともご推測、お察しさせていただきますけれども、一段努力をしていただきたいというものと、あと特に特徴的なのはその今質問の中で西坂戸の方と若葉は今回もう徴収100%ということですけれども、この開きはどういったところから出てくるのかという、もし分析等がありましたらお示しいただきたいと思います。

あともう一つ、私は特に徴収に関しては、下水道と水道は料金的に一体に計算されて、およそ水道料金の一定の割合で下水道料金ということでありましたから、同時に収入しているかと思いましたけれども、徴収に関しては別々だということでございまして、ほかのものに比べると下水道は徴収率がいいのかなとも思いますけれども、その点に関して例えば水道と下水道を一括徴収のような形をとると、この中の未収の方に対しまして、例えば水道料金だけは払っているけれども、水道はとめられたら生活できませんから、下水に関しては払っていないと、それができるできないは案外知られていないと思うのですけれども、それを知って意識的というかどうかわかりませんけれども、それをやっていらっしゃる方も中にはいらっしゃるのではないかというふうに推測されますけれども、その現状とまた一括徴収等にすれば、そういう方も同時に下水道料金も払っていただけるのではないかと思いますけれども、その辺の対応についてお伺いをさせていただきます。

また、ペイオフ対策ということで、今坂戸と協議している、坂戸の協議と並行して協議をしているところだというお話だと思うのですけれども、特に今回例えばこの基金の中で、基金等を預けている普通金融機関、これは政府系とか国関係除いて、例えば下水道組合で借金している、一般銀行から借金している部分に関して、もしペイオフ等があった場合は、その分は相殺できるようなことができないのかどうかと、またその逆等がもしわかりましたらお示しいただきたいと思います。

それから、今回私質疑していませんけれども、例えば公債費のところなんかでも必ず出てくるのは借りかえができるのかとかいう話でいるところでございますけれども、そうなりますと、そのときにも毎度の答弁で聞かせていただいているように、公的なそういうものに対しては条件があって、当組合においては条件をいわゆる満たしているというか、実情はそんなにひどくないので、そういう借りかえができるという答弁が毎度のことございますので、もう重々承知しているわけでございますけれども、その辺のもしそういった場合、ペイオフに備えた借りかえをする場合のネックというのは、同じような条件が課せられているのかどうか、それについて質疑させていただきます。

○議長（高沢良夫君）　浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君）　西坂戸と星和の関係でございますが、絶対数が西坂戸の方につきましては調定数とすると1万1,899件でございますので、戸数とすると1,983戸、星和の方については444戸ということで、未済については星和の方は1件なのですよ。そういう関係で1件が徴収されるとゼロということで、西坂戸の方につきましては498件ございましたので、滞納者の絶対数が多かったということになると思うのですが、現実的には先ほど申し上げましたけれども、いろいろな形で努力はしているのですけれども、不在の方もおいでになりますし、極力先ほど言いました、夜、昼、それから電話、すべての徴収できる範囲で努力をさせていただいているところでございます。

それから、同時徴収の関係でございますが、確かに今お話がありましたように、水道料金だけを払って下水道料金を払わないというのがあるのですが、それに対しては現実に一般の市民の方は下水道組合、そ

これから水道企業団というのが同じ自治体というのですか、その解釈をされない方がほとんどなのですが、滯納者の中でわかるのは納付書で分かれていますので、その関係で水道は先ほどお話がありましたように、6カ月たちますと閉栓と、とめられて、水道料金だけ払えば開栓されますので、下水道料金はその措置がとれませんので、そういう形に今後一括徴収されると、その辺は解消されるのかなということで、今業務課として、今担当課の方でその辺を協議をして、検討させていただいているところでございます。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

ペイオフの関係でございますけれども、これにつきましては先ほど構成市である坂戸市の方と研究会を今つくって、進めているということを申し上げましたけれども、特にの中でも金融機関関係の経営状況、それらを把握するということが情報収集の第一、初めのことかなということも中でいろいろ議論されております。

また、先ほど話が出ました縁故債の関係でございますけれども、当組合につきましては縁故債現在すべて償還しております。政府資金の簡易生命保険債、あるいは運用部資金、そういうものを国での発行の資金でございますので、縁故債は現在返済してございます。

あともう一点の借りかえの関係でございますが、これも再三前もお話ししましたが、いろいろ制約がございまして、組合の公営企業にかかる資本単価ですか、あるいは使用料の単価、こういうものの基準を上回っていなければならぬというものもあります。それから、特に現在借りかえができるのは公営企業金融公庫債、これが対象になっております。その以外にはまだ現在では借りかえ制度はございません。一応そんなような状況で、今後の動向を見ていきたいと思っておりますけれども、以上でございます。

○議長（高沢良夫君） よろしいですか。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議案第5号につきまして、何点か質疑を行います。

まず最初に、今も質疑がございましたが、年々収入未済、あるいは不納欠損額が増額になってくるということは、バブル経済の崩壊による市民生活の困難さというのを反映していくというふうに思うわけでございます。特に不納欠損は決算の監査委員の報告にもございますように、11年度317件、10年度354件に対して本年度は662件と、非常に不納欠損額がふえて、件数がふえて金額も117万3,133円とウエートを占めるようになったということは大きなやはり当組合にとっても問題ではなかろうかというふうに一つは考えております。

先ほども収入未済額の答弁もいただきましたが、臨宅徴収、夜間徴収、それなりの努力をしているということは認めるわけでございますけれども、一つにはやはり私が前に申し上げましたように、事前のいろんな学生ないし単身赴任とか、借りていてもどこかに移転してしまう人の徴収、あるいは法23条の適用など求めてきたわけでございますけれども、こうした点についてはどのように対応されたのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

次に、この中に消費税の交付が各自治体に一定程度消費税導入に対してあったわけですけれども、この消費税の交付状況と、それから下水道使用料の転嫁額について、算出すれば出ると思いますけれども、全体の消耗品を含めた額もぜひご提示をお願いしたいというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

次に、ページの方がこれは前のページから飛びまして、最終になりますけれども、7、8ページの負担金のところなのですけれども、一番上の都市下水路、公共下水道事業の負担につきまして、石井終末処理場の建設事業における都市基盤整備公団の負担金というのがございまして、そのうち繰越明許分ということで2,229万5,686円あるわけなのですが、現在までの公団からの負担金は全体の約束していた負担額に対してどのくらい入っているのか、合計で、当年度末で、あの残りはどういうふうに歳入できる予定なのかということについてお尋ねしておきたいと思います。

次に、ちょっと飛びますけれども、15、16ページなのですけれども、これはここには議員報酬並びに議員期末手当、次に17、18には一般、管理職などの給与なども含まれます経費が入っています。これは後で出されたのですけれども、今経費削減の中でオンブズマンなどは組合の報酬は二重取りではないかと、給料についてもこういうことをやるということが望ましくないのだということが提示されてきているわけですが、こうした点についてはどのようにご検討なされたのかということについて伺っておきたいというふうに思います。

また、23、24ページでは、特に不用額が多かった15の工事請負費の公共下水道築造工事では、歳入の面でもこの点は国の歳入も減っておりますし、総体的に繰越明許を行っている分減っているのかなというふうには思いますけれども、なぜこれだけの繰越明許を行わなければならなかつたかという原因について、一つは伺っておきたいなというふうに思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

ちょっと飛びますけれども、31、32の委託料につきまして、都市下水路設計業務委託料が計上されて、先ほどのご説明では圏央道にかかる設計費用が主なものだというふうに言われたのですが、今度圏央道ができるに当たって、こうした下水路も一般質問でいろいろな形での下水路ということを求めてまいりました。今回の都市下水路も恐らく国の規定に沿って設計なされているというふうに思いますけれども、やはり緑と水辺を残す下水道という観点から、視察も議員の方でやってきているような感じでございますけれども、この都市下水路はどのような設計を組まれているのか、中身についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

次に、33、34、次のページでございますが、これは特に都市下水路の維持管理について、草刈りは結構なのですけれども、害虫駆除の問題では今いろんな公害問題が出ておりまして、再三にわたってこの問題を指摘してまいりました。今回も行政報告書を見ると、非常に多量の薬剤を使用しているというふうに見られるわけでございます。こういうことについては自粛を求めたのですが、本当に安全なものなのかどうかということも含めまして、余りやってほしくはないのですけれども、その点についてはどのように今まで精査してきたかということを一つはお尋ねしておきたいと思います。

並びに行政報告書なのですけれども、この決算のあらゆる発注の中身が行政報告書として委託工事の状況として取りまとめられておりますが、この中でやはりずっと指摘してまいりました議員初めとするそうした方々の入札というものを私當組合でモラルに反するということで一般質問して、当組合にはほとんど関係する方はいらっしゃらなくなつたのですが、やはり両市町における議員がいまだに入札を落札をしていると、入札については私調べましたところ、非常に多いのですよね。29件も入札に参加しております、落札については22ページの神田測量さん、そして28ページでは福田土木さん、30ページでは上田中組、関係するやはり市会議員の方がいらっしゃるということはこの前もるる申し上げたとおり、法律上はやはり

それだけの権限を持つ社員がいるということは、問題なのだという判例まで出ているような入札形態をとっていくということについては、この不況の中でやっぱりさまざまな問題が世論が起こされておりまして、オンブズマンの方からも非常にこういった点も私どもの方にも指摘されているところでございます。こういうやはり入札を精査できないのかということについて、今までずっと考えていたのですが、何年指摘してもなかなか、多少はなくなりましたけれども、この組合から、でもやっぱり関係する議員の人が入札、落札までしていくという、これは異常なやっぱり事態なものですから、この点についてどういうふうに精査されたのかについてお尋ねをしておきたいと思います。

最後に、50ページにおいて公債費がございますけれども、先ほど中山議員の方からも質疑が一程度あったのですが、私はここに借り入れ先の利率とか借り入れ先というのは一般のその市中銀行の方はないのだと、さっき答弁されたので出ていないのかなというふうには思ったのですが、どういう額でどこから借り入れて、いつ返済をどのようにするのかというのについていないような、私が見た限りではついていないのですが、ほかの人が見て見つかるかもしれないのですが、ついていないわけなのですね。これはやっぱり借り入れている以上、きっと行政報告書に載せておくべきではないかというふうに思います。債務負担行為を含む公債費の額と、それから公債比率についてどのような結論、12年度決算ではどうなっているのかということについてお尋ねしておきたいのと、最終的には借りかえができる、できないと言われてきても借りかえができるわけですね。鶴ヶ島市でも幾つか借りかえしています。政府債については難しいというふうには言われるのですけれども、最近は非常に金利が下がっております。何らかの対策を立てればできなくはないというふうに思うのですが、こうしたことも含めましてご答弁をいただいておきたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 岩上建設課長、答弁。

○建設課長（岩上達志君） お答え申し上げます。

24ページの節15の工事請負費の関係の繰越明許費の分としての9,500万の関係、これにつきましては雨水対策の緊急事業としての国からの前倒しの分でございます。この浅羽の大排水の関係につきましては、6月議会でも松村議員さんには内容については答弁していることと思います。

それから、備考欄のうち繰越明許費分、この関係につきましては2億7,671万1,000円、これにつきましては国からの景気対策の前倒し分でございます。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

先ほど松村議員さんからご質問ありました不納欠損の関係でございますが、総額に対しては117万3,133円でございますが、この件数でございますが、662件、ご指摘がありましたように住民登録がなくて所在不明の方が471件ということで71%と大変多うございます。それから、住民登録をしているのですが、構成市、それからほかの市町村に転居されているわけなのですが、所在も不明な方が176件ということで27%、そのほかに国外に退去されて、移住された方が3件、死亡なさって後継者が不明な方が12件ということで、先ほどの不納欠損を少なくするには当然無断退去されますので、大家さんとかそれから住民登録がなされてある場合については追跡調査等もして、いろいろ調べて今後そういった方々のご協力をい

ただきながら、不能欠損ならないように、なお支払い能力があつても支払わないで拒んでいる方々については、書面等の提出をさせて、時効の中止ということで不能欠損をしない形で徴収をしていきたいと、そう考えております。

それから、消費税の関係でございますが、課税対象使用料については8億6,429万5,170円でございます。その消費税額は4,319万1,248円でございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） お答えいたします。

都市基盤整備公団の負担金の関係でございますけれども、これにつきましては坂戸入西地区における公共下水道終末処理場建設事業に係る費用負担金協定に基づきまして、平成12年度末までに21億7,610万3,331円の公団から負担をいたしております。今後におきましても、当然13年度予算でも計上してございますが、今後は水処理センター関係の周辺対策、あるいは道路関係、それらのものも対象として見込んでおりますが、一応期間としては平成15年3月31日までが期間となっております。

次に、順序は前後しますけれども、報酬の関係でございますけれども、これにつきましては先般の議会のときでもお話をしましたが、各事務組合にオブズマンの方から報酬の関係が出ております。組合としては現行条例に基づきまして現状では支払うということでございます。

次に、議員さんの関係でございますけれども、これにつきましては下水道といたしましては、毎年指名参加願等の審査等がございます。その中で当然役職関係もここでチェックしておりますので、指名委員会等も諮っております。そういう意味で特に現行抵触していないという判断でございます。

それから、公債費の関係でございますけれども、これについては公共下水道関係、いわゆる下水道事業関係につきましては、ほとんど政府資金が全部ついてございます。なおかつ良質資金ということでかなり低金利のものが下水道はついております。現状におきましては5年据え置きの30年の償還ということで、ここに行政報告書の方でも現在の負債現在高が出ておりますけれども、現在の利子でいきますと、現行は1.9%の利率でございます。公債費については以上のようない状況でございます。

それから、大谷川の都市下水路関係の圈央道との絡みでございますけれども、これも再三前も話しましたが、現状では大谷川都市下水路の南側に接して都市下水路を造っていくということで、部分的にはボックスの部分、あるいは開渠の部分になります。旧川分については鶴ヶ島市の方とも協議してございますけれども、このルート決定につきましては、鶴ヶ島市の方と協議いたしまして、大宮国道の関係もございますけれども、それによって法線を決定してございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答え申し上げます。

ユスリカ害虫駆除の関係でございます。まず、ユスリカ駆除につきましては、両市と協議をし、両市より依頼を受けて実施しているというのが実情でございます。ユスリカ対策につきましては、ザーテル水和剤5%という薬剤を使っているわけでございますけれども、これにつきましては魚介類の影響は少なく、ユスリカにすぐれた成果をあらわすというような薬剤でございまして、30倍に希釀し、実施しているところ

ろでございます。いずれにいたしましても、ユスリカ対策の散布につきましては、安全性を確保しながら実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再質疑を行います。

まず、最初の問題ですけれども、不能欠損、収入未済についてはあらゆる手だてを尽くすというのはわかりますけれども、何と申しましょうか、国外退去とか移転という数字も結構一面では多いわけです。私が申し上げましたのは、先ほどそちらが答弁したように、大家さんなどに後で頼んでやるのではなくて、やはり事前にそうした一程度の家賃も前家賃みたいのをいろいろ大家さんもいなくなる、払わないでいくという人もいますので、いろんなのをいただいているけれども、こうした点でも一程度大家さんが配慮できるような体制がとれないものかなというのが一つあるのですよ。というのはお金があっても払えない、これはやっぱり一つは問題だと思うんですね。だから、何らかの形を条例化するか、あるいは規則で決めるかわからないのですけれども、そういう移転が激しいワンルームマンションであるとか、こうしたマンション的なものについて適応できないかなというのが一つです。

もう一つは、法律で管理者がそれを減免することができるという規定を決めてありますので、それについて免除規定は適用されたのかどうかという質疑を私したのですが、それがちょっとお答えいただけなかったのですよ。その点について適用はあったのかどうか。先ほど聞いていますとお金がなくて支払えないという人がいるのですというふうな答弁は、山中議員の方にしていましたけれども、ではそれをそういう適用があったのかどうか、それを一つお伺いしておきたいというふうに思います。

もう一つは、消費税の問題ですけれども、消費税の下水道使用料への転嫁はお伺いしたのですが、消費税がこの組合には来るのか、来てはいないと思うのですが、両市にでは下水道分として来るのかどうか。それから、もう一つは下水道のいろんな工事発注、消耗品含めてどのくらい消費税として概算でも結構ですので、払っているのかということが決算ではっきりすればいいのではないかというふうに思ったのですけれども、それがちょっと出ていなかつたもので、その点についてご答弁をいただきておきたいというふうに思います。

もう一つの問題は、公団負担分の問題です。まだまだ家の張りつきが少ない中で石井終末処理場に負担金をいただきて、結果的には北坂戸の終末処理場に流すという形をとっているわけですけれども、現在まで公団負担分21億7,610万程度ということですので、非常に額が満額もらえないのではないかと、だから最初の協定額は幾らだったのか、九千何百戸でしたので、最初は私26億ぐらいに踏んでいたのですけれども、途中で23億ぐらいになりましたが、現在21億ということでございますので、これは負担額をいろんな国の方も不況で公団がどんどん改編されているというような中で、どういうふうに最終的に努力できるのかなというのが私の今お伺いしている、質疑している中身なので、その点の答弁をいただきておきたいというふうに思います。

また、先ほど言いました議会の問題、あるいは執行部の報酬の問題については、全体の中で各組合で討議をする問題ですけれども、この申し入れも一理あるなというふうに思いまして、今後精査していく必要があるのではないかというふうに思いますので、条例で決められているからいいのだというのではなくて、やっぱり不況の中で厳しいわけですから、何らかの形で縮小していく、あるいはある程度廃止する方

向で精査していく必要があるのではないかというふうに思いますが、一切その方向での答弁はなかったので、もう一度答弁をお願いしたいのと、もう一つはこの人件費に関して、今坂戸市の方から局長さん初めとして何名かの方が派遣職員として見えているわけですが、水道の方は既に職員の方が水道なら水道で採用された職員の方が局長になって、今運営されているわけですよね。やっぱり全部がまだ広域行政そうなっておりませんけれども、徐々にこうした方向でやっていくべきではないかということは前の議会でもいろんな質疑がなされているわけですが、その若い方たちばかりでなかなか管理職につけないということではなく、だんだん年月もたちまして、二十数年たちまして、下水道も成熟期を迎えておりますので、そういう対策については執行者として、管理者としてどのように考えておられるのかということをあわせてご答弁をいただいておきたいというふうに思います。

あと先ほどちょっと答弁が二つほど出ていなかったのですけれども、一つは入札の問題です。入札の問題で私全部書き抜かせていただいて、先ほどこんなにたくさん議員の関係する、議員になる前は社長クラスということの方が入札に参加して、ましてや落札も行っているということはやはり異常ですよ。これに対する答弁は全然なくて、こうしたことについて今後とも引き続きやめるように、本来議員がやらなければいけないかもしれませんけれども、執行当局はやはり入札指名権みたいなものもありますので、そこをきちっと精査できないようでは困ると思うのですよ。だから、今回の決算に当たって、こういったもう事実上出ているのですから、名前までね。そういう精査をぜひやっていただきたいと思います。答弁をよろしくお願いします。

続いて、公債費の問題については、債務負担行為を含む公債費の全体の額と、ここに額は普通債とか公共下水道事業債、都市下水路事業債ということで一程度の額は出ているのですけれども、債務負担行為、はっきり言って都市整備公団などにも若干の組合債がありますし、ほかのものでも債務負担行為を含む内容のものがあると思うのですが、合計で幾らになって、大体何%になるのかということを回答求めたいのですけれども、ぜひご答弁をお願いしたいのと、もう一つの問題については、低金利で1.9%の利子であるから、5年据え置きという有利な面もあって、政府債がほとんどなのでこのままだというご答弁なのですけれども、本当に1.9%が最高でほとんど長期のものも含めて、この借り入れ利子なのかなというのが一つ疑問に残ったのですが、こうした表がありませんので、何とも言えませんけれども、答弁をもう一度お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） ここで休憩をいたします。

休憩 午前1時09分

再開 午前1時20分

○議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊利管理者、答弁。

○管理者（伊利 仁君） 松村議員の人事関係につきまして、私からご答弁を申し上げます。

職員のこの局長が坂戸市から以下来ているというふうなご指摘でございまして、今までそういう長い歴史があったわけでございますけれども、現在職員50名の中で坂戸市から4名派遣をいたしておりまして、坂戸市に逆に2名の派遣、消防組合に派遣、こういう形になっておりますけれども、私といたしましては幅広い識見、経験、それらを的確に精査いたしまして、人材を適材適所と申しましょうか、そのような形で今後もそれぞれの管理能力を見た上で、任命をしていきたいというようなことでございますから、必ずしも坂戸市の職員をこの局長とするという考えではございません。この組合職員の中からもそのような形の中でいずれ登用をするというような形は持っていきたいというふうに考えておりますけれども、ただ1点、これからやっぱり事務能力とかいろいろな管理能力とか、いろいろそういうのを勉強するという形の中で、一つの限られたこの職場の中だけではなくて、坂戸、鶴ヶ島市役所、鶴ヶ島の市長さんもそうだと思うのですけれども、私が管理者を引き受けさせていただいている一部事務組合もこのほかに複数ございますが、そういうところともこの交流を図るというような形で、職員が幅広くいろいろ経験を積んでいくという形をこれからもとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君）　議員の兼職につきましてご答弁申し上げます。

この関係につきましては、ご高承のとおり地方自治法第92条に議員の兼業禁止の規定があるわけでございます。この法律の趣旨について申し上げますと、議員が個人として地方公共団体に請負をしてはならないこと、また地方公共団体に対し主として請負をする法人の役員になることを禁止したものでございます。したがいまして、何回となくご質問をいたいでおるわけでございますが、このご質問の件につきましては、この規定に抵触していないというふうに理解をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君）　お答え申し上げます。

使用料の減免についてでございますが、下水道条例施行規則の方で13条で申請があったとき内容を審査して決定するということでございます。現実に漏水等の関係については申請がありましたら、先ほどのお話の中の内容の申請がなかったために、今のところではございません。

それから、2番目に無断退去等による不納欠損防止策として大家さんの協力をということで、これについては実際に使いになっている方については、使用水量によって金額等が変わりますので、そういうものもありますので、前家賃とかそういうふうな制度と若干違うのかなと思いますので、そういうものも含めて今後ちょっと検討できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　お答えいたします。

まず、消費税の関係でございますけれども、先ほど歳入に対する消費税の額は申し上げたと思うのですけれども、多分歳出に対する消費税の額という解釈でよろしいのかと、そういうことで答弁させていただきますけれども、下水道事業につきましては公共下水道が消費税の対象になっておりまして、通常ほかの

ものは消費税の対象ではございません。その中で現在消費税を納めておりますのが約1億1,000万円の歳出に係る消費税は1億1,000万円を申告してございます。

それから、公団の負担でございますけれども、満額いただけないのかというお話かと思うのですけれども、公団との協定は26億293万8,000円の公団の負担金を当初予定してございます。これにつきましては、平成4年に締結したわけですけれども、5年既に延期してございます。というのはいろいろ公団の方と折衝いたしまして、延ばしていただいたわけなのですけれども、公団の方も限界がございます。今後組合といたしましては、できるだけ負担をお願いするわけでございますけれども、今後道路関係、あるいは集会所関係の整備が残っておりますので、できる限りの負担をいただくよう努力していきたいと、ただ期間がもう平成15年3月までになっておりますので、その辺でございますので、極力いただけるように進めていきたいと思っております。

それから、公債費の関係でございますけれども、公債費につきましては現在債務負担行為の関係は当初予算の中で既に来年度以降にかかる債務負担ということで、地方債の額が新市街地関係で1,200万円、あるいは促進関係で1,580万円の当初予算で地方債を見込んでおります。これらのものが行政報告書の中でカウントされているかということですけれども、それは行政報告書の中にはあくまで借りた分の額でございます。今後一応ピークが予定されておりますのが、平成18年ごろに現在起債の償還のピークが来るのではないかということで、各種事業をそれぞれ含めてその額をとらえております。利率につきましては、先ほど1.9というのは現在の利率でございまして、過去の利率でいきますと最高が8.2%でございます。いろいろ率が変わっておりますけれども、7.5、あるいは8.2、6.4とかいろいろ細かく利率が分かれていますけれども、過去の最高で8.2%でございます。そのような利率で借り入れしたものがこのピークが来るのが平成18年ごろではないかということでとらえております。

それから、報酬の関係でございますけれども、これにつきましてはオンブズマンの方から各全事務組合の方にも出ております。今後各事務組合の方とも協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子です。再々質疑を行います。

今管理者の方からご答弁いただきまして、その範囲、範囲といいますか、職員の方はやむを得ないし、それはいいことだと思いますので、ただトップがいつも派遣ではまずいかなという気持ちもあったので質疑をいたしましたので、管理者の方でそうした配慮をしていくということであれば、その方向でぜひ努力をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、消費税の問題なのですけれども、一般質問でも出してますが、非常に消費税はウエートが高いというふうに思います。出す方も1億1,000万、入ってくる方が市民から4,319万1,248円ということで、非常にウエートも高いというふうに思われます。消費税をかけていない団体というのが1カ所ぐらいあったと思うのですが、そうした検討はなされなかつたのかどうかということを一つには伺っておきたいというふうに思います。

もう一つの問題は、先ほど答弁いただきましたけれども、何度ももうこれ繰り返しになってしまいます

けれども、入札の問題ですが、法律では触れていないと、それはもう法律で触れていたら即問題で、もう終わりなわけですよ。そうではなくて、最近の新聞紙上でも載っておりますようにモラルの問題、それからそうしたいろんな市民的に見た問題点などを指摘して、こういう入札は好ましくないのではないかということが指摘されているわけですけれども、こうした点について精査していくということは必要だというふうに思うのです、組合でも。この点についてやっぱり法律上論議ではなくて、厳選社員というのですか、それだけの力を持った人でもやっていれば違法なのですけれども、実際にはこの組合にはいないのですから、確かにね。法律上は触れていないのですよ。だけれども、そういうことではないというふうに思いますので、精査をお願いしたいのと、もう一つはこれに関連いたしまして、情報公開制度を13年度にはいろいろ調査して、14年度にはやりますという回答をたしか出してあったのですね。それはここに今持ってきてますけれども、14年度を目指してやりたいというふうになっていましたが、どういうふうに準備がされてきたのか、聞きたいところですね、これと同時に公開をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） 消費税の転嫁の市町村につきましては、前回お答え申し上げました上福岡市さんだけでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢 弘君） 情報公開制度の関係でございますが、平成14年度ということで制定時期については15年3月を目途にしていますけれども、一応14年度でございます。

○議長（高沢良夫君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 7番、塘永。歳入で1点、歳出で何点かご答弁を求めます。

歳入関係では、お二人の議員からも質疑がありました。使用料、手数料における不納欠損なのですけれども、これが対策については徴収の内容、滞納者に対する対応等さらに努力していくということなのですけれども、再三出ておりますように、このことについては監査委員の意見として毎回のように無断退去前に徴収できるよう努力されたいという指摘があるわけですね。これは毎回のようになっていますよね。私はかなりこの不納欠損は実際は払えるのに払えない企業とか、市民に対してはこの監査委員の指摘は当たっているけれども、実際には困難だろうと思いながら、これまで私も執行部の考え方をお聞きしてきたわけです。

結局いろいろ改めて協議していきたいというのがこれまでの繰り返しの答弁だと思うのです。そうなると、私はもしこの答弁どおりに協議等を行ってきたならば、監査委員から同じような指摘は、毎回、毎回同じような指摘はないと思うのですよ。本当にこの指摘に基づいて監査委員とも協議したのかどうか、この点をお聞きしておきます。くどいようですが……。もし協議していないとすれば、改めて協議して、このような指摘を毎回繰り返さないような対応をすべきだというふうに思いますけれども、この辺について一つお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、歳出です。決算書の4ページ、対予算現額比で10%を超える不用額については、議会費15.2%、都市下水路事業費11%、地域し尿処理施設費の13%といったところなのですけれども、この不用額の年度

内活用についてどのように考えてきたのか、質疑しておきたいと思います。

それから、決算書8ページです。これも今松村議員から質疑ありましたけれども、整理しておくという意味でご答弁をとめておきたいと思います。終末処理場建設事業費都市基盤整備公団負担金、これは約26億300万円だということなのですけれども、これに関連して99年度、平成11年度末で公団負担金は約21億4,000万円で、2000年度、平成12年度ではこれが総額で約24億円になる見込みであると、当初予算の時点で松村議員の質疑に答弁されているわけですね。この2000年度における公団負担は当初予算どおりでなかったようですけれども、そうなのか、12年度においては当初予算で24億になるという見込みがどのくらいになったのか、再度お聞きしておきたいと思います。

それから、あわせてこの公団負担金は当初予算の時点では24億ですから、そのとおりいけばあと二億何がしかということになるわけですけれども、それが違っていたとすれば、決算時点で違っていたとすれば、との差額はどういうふうに我々は議員として受けとめていったらいいのか、もう一点整理する意味でお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、決算書15ページです。総務管理費との関連で行政報告15ページに財産管理について触れているのですけれども、のこととの関連でお聞きしておきたいのですけれども、とりわけこれから坂戸市は総合振興計画、新たな、今審議しているわけですけれども、この坂戸市にあっては、とりわけ坂戸市にあっては広い意味での社会的資本は高度成長期に整備されてきたもの多くが今後更新時期を迎えるわけであります。これとの関係で、本組合下水道もその範疇に入ると思うわけですけれども、この更新時期を迎えるに当たってのどのように対応を考えておられるのか、検討してあればお聞きしておきたいというふうに思います。質疑の内容をわかっていただいたと思いますけれども……。

それから、決算書の19ページ、20ページです。一般管理費、節19負担金補助金及び交付金のうち研修会等負担金の関連で、行政報告14ページに職員の同和教育研修参加について示されておりますけれども、これについて研修の内容と、いわゆる業者など一般の人も加わっているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、決算書25ページです。公共下水道維持管理費のうち水処理センター維持管理状況について、行政報告47ページと48ページに放流水質状況が示されておりますけれども、早速に窒素、磷含有量、そしてCODについても示していただいていることに感謝いたします。1点だけこの関係でご答弁求めるのですけれども、CODの測定値を見てみると、北坂戸水処理センターの測定値は平成12年度中で8月を底にして冬場から春にかけて増加しているのに対し、石井水処理センターでは同じように夏場を谷にしてはいるけれども、総体的に北坂戸処理センターより少ない数値となっているかと思います。こういった数値から北と石井の水処理センターの処理区域の地域性が考えられるのか、その点のことについて答弁していただきたいというふうに思います。

それから、決算書の31ページです。都市下水路維持管理費に関連してですが、行政報告の1ページに維持管理として大谷川及び飯盛川都市下水路の管理業務委託、ユスリカの業務委託とあるわけです。これに関連の事業委託の状況として、しゅんせつにかかる事業はどうだったのかお聞きします。

最後ですけれども、決算書41ページの関連です。実質収支の関連で決算額の推移を見てみると、実質収支の推移を見てみると、昭和42年以降、平成12年度の実質収支額は最高ですし、平成5年、平成2年、

平成8年に次いで平成12年度の実質収支は大きな黒字となっているわけです。このような決算となった2000年度、平成12年度の特徴的な内容はどんなことが挙げられるのか、またその特徴となった要因はどんな内容だったのかをお聞きしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君）　浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君）　お答え申し上げます。

先ほどのご質問でございますが、監査委員さんとは協議はしておりません。それで、担当課の中でことは大家さんの問題、それから水道さんとの合同徴収によって不納欠損、それから未済、これを少なくできる方法ということで、これは今現在詰めております。そういうことによりまして、下水道使用料金の未済が、また欠損がなくなるよう協議をしているところでございます。担当課からこれから組合の方に上程をさせていただいて、なお未済の方につきましては、担当課の方の要望でございますが、職員の夜とか昼も係る人数が限られておりますので、そういったことも含めて担当課としては検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　お答えいたします。

都市基盤公団の負担金の関係でございますけれども、これにつきましては先ほどもちょっとお話ししましたが、平成12年度末で21億7,610万3,331円ということで収入済みになっておりますけれども、これに対して13年度当初予算におきまして、4,250万円の計上してございます。トータルで22億2,100万円ほどになるかと思いますけれども、一応そのような形で予定してございますけれども、この24億近くというお話でございますけれども、当初公団の方とも協議いたしまして、実際事業ができたものについて公団としては負担をするということでございますので、当初予定よりも若干下回っておりますけれども、まだ期間がありますので、その間負担をしていただくような交渉はしていきたいと思っています。

次に、研修の関係でございますけれども、まず日本下水道事業団の研修の内容につきましては、職員がここにありますように1名の出席をしております。泊まりで行っておりまして、特に一般の人と一緒にということではございませんので、各全国市町村の職員でございます。

それから、ほかの研修につきましては、当然14ページに内容が書いてございますけれども、いろいろ市の方と一緒にやる研修が多いわけでございます。例えば交通安全講習会、こういうものについては当然坂戸市の方からも話がありまして、一緒に研修すると、別々にやるということも中にはございます。例えば別々にやるものについては、直接上水道と下水の方を呼んで中でやる研修もございます。ただ、大きな研修になりますと、いろいろ団体単位では非効率でございますので、全体でやっているというのが状況でございます。

次に、不用額の関係でございますけれども、不用額については年々先ほども歳出で出ましたけれども、工事の執行上の残等によって当然不用額が生じます。これらの特に12年度におきましては、先ほど工事の中でも出ましたけれども、執行上の不用額が生じてございます。また、歳入面におきましても下水道使用料の予算現額よりも増となっております。これらが実質収支に影響してくるわけでございますけれども、

当然不用額については翌年度の繰越金ということで両市と構成市と話しまして、次年度で活用しているという状況でございます。

それから、実質収支の話でございますけれども、ただいま申し上げましたような内容で特に上がっているということにおきましては、収入面におきましては下水道の使用料の減額よりも上がってきているということと、いわゆる歳入増、それから歳出においては不用額が前年に比較して高かったということによつての実質収支が上がってきているということでございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） お答えいたします。

放流水質のCODが冬場に高くなっている、地域性があるのかという質問に対しまして、当施設の処理方式につきましては、ご存じのとおり標準活性汚泥法といいます微生物を利用した生物処理法で行っております。微生物の働き、いわゆる活性度による処理水質が異なり、すべての水質を毎日同じ値にすることは不可能であります。当然水質状況は処理場ごとに、また1日ごとに、さらに季節による温度によっても変化するものであります。先ほどの地域性についても当然下水がセンターまで流れてくる到達時間等が異なれば、当然その中の変化等も考えられると思います。そのためセンターの維持管理といたしましては、放流水質を定められた排水基準の範囲内にするため、効率のよい維持管理に心がけております。今回北坂戸水処理センターのCODが排水基準は定められておりませんが、1月から3月までのほかに比べまして高いということでございますが、これは冬場の時期でありまして、活性汚泥全体の働きが落ちていたものと考えられます。なお、全体的に見まして、石井水処理センターの方が低いわけでございますが、これについては幾つかの要因があると思いますが、12年度につきましては北坂戸水処理センターの活性汚泥中ににおける微生物の働きが全体的に落ちたのかと、そういうふうに考えられます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河 渡君） お答えを申し上げます。

しゅんせつ関係でございますけれども、ご承知のとおり都市下水路の管理につきましては、下水道法第28条、あるいは政令で18条の規定によりまして、その管理を行っておりますけれども、基本的には構造物の管理及びしゅんせつを含めた流下能力の確保を目的に実施しております。したがいまして、下水路内の土砂、堆積により流れに支障を来すところにおいてしゅんせつを行っているのが実情でございます。

最近では平成9年度に飯盛川幹線、鶴ヶ島市脚折二丁目の近隣公園にありますテニス場のボックスの中のしゅんせつを実施しております。いずれにいたしましても、しゅんせつにつきましては、下水路内の状況を見ながら実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願ひいたします。

○議長（高沢良夫君） 金子水処理センター所長、答弁。

○水処理センター所長（金子久夫君） お答えいたします。

更新時期についてということで、一つ抜けておりましたのでお答えいたします。

水処理センターの関連で申しますと、今現在北坂戸水処理センターの1万トンの施設、これは昭和48年

から動いている施設でございますが、それにつきましてはもう既にかなり古くなっております。12年度におきましては改築の診断を行っております。現在13年度におきましては、基本設計、それをどういうふうに直したらいいかという基本設計を行い、今後順次更新をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 7番、塘永真理人議員。

○7番（塘永真理人君） 再度ご答弁を求めたいことも含めて、要望も含めて行います。

使用料及び手数料の不納欠損ですけれども、先ほどの答弁ですと、監査委員の毎年の指摘、これが繰り返されていいのかどうか、このところだけちょっと、私は繰り返すような指摘はされない方がいいというふうに思うのですよ、その辺。

それから、不用額の関係ですけれども、市民の立場からすれば、これだけの不用額は出るのであれば、予算を節約し、翌年度へ繰り越すということもあるわけですけれども、やっぱりその年度内に市民ニーズにこたえる事業を進めていくよう努力してもらつていいのではないかというふうに思うと思うのです。この不用額の活用は再度お聞きしておきますけれども、法的とか条例的な制度でできない相談なのか、あるいは検討は可能なのかどうか、この点だけちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから、この更新時期の関係ですけれども、私どもも議員として本組合の特に公用財産建物を計画的に更新の計画、そういうものを今後知つていきたいと思いますので、計画的に対応していただくように要望しておきます。

それから、研修会です。今日下水道事業を進めるに当たって、同和問題として差別するものがだれもないと思います。なのに下水道職員が同和研修に、しかも坂戸市の要請だから参加したことでは、ここには全く本組合の主体性がない。坂戸、鶴ヶ島両市の税金をこれに使うべきではないと強く指摘しておきたいと思います。

日本下水道事業団の研修については理解いたしました。くれぐれも注意すべきところは注意しながらこれに対応していただくようお願いいたします。

水質の関係です。ご答弁ありましたけれども、特にCODは工場廃水と関連があるということが一般に言われているかと思うのです。ですから、このCODの測定結果というものは、工場廃水との関係で見ていくということが私大事だと思うのですね。そういうことで見ていきますと、やっぱり夏場が谷場になっているというのは、気候的な問題もあるのかもしれませんけれども、私素人ですからわかりませんけれども、しかし実際にはこの夏場の操業が夏休み等で緩くなる。こういうことの反映もあるのではないかというふうに思うのです。やっぱりそういう意味ではこの夏場が減って冬場にかけてふえていく。これは工場廃水の影響がCOD測定に出てきているのではないかというふうに思います。そういうふうに思いますので、今後また教えていただきたいというふうに思います。

しゅんせつの関係です。12年度はしゅんせつ事業がなかったということだと思うのですね。しゅんせつの位置づけがご答弁ありましたけれども、12年度なかったということは財政上の理由からなかったというのではなくて、いわゆるしゅんせつ事業が先ほど位置づけからして必要なかったということだったのか、改めてその辺の見解をお聞きしておきたいというふうに思います。

実質収支との関連です。これは不用額との関連なのですけれども、2000年度の実質収支額の内容と、2000

年度の不用額が前年度対比122.1%であったこととあわせ考えるとき、不用額の年度内活用をもっと積極的に図って、事業をきめ細かく進めさせていただくべきではなかったのか、例えば都市下水路におけるしゅんせつをもっと積極的に行って、その清流を図っていくとか、取り組んでいってよかったのではないかというふうに思うわけです。決算を総体的に見て、不用額を中心にもっときめ細かく年度内に市民ニーズにこたえるようなそういう姿勢で取り組んでいただこうよう要望しておきたいと思います。何点かの再質問、よろしくお願ひします。

○議長（高沢良夫君）　吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君）　お答えいたします。

下水道使用料の収入未済額の関係でございますけれども、監査委員さんの指摘を受けないように、なお一層、困難な部分もありますが、一層努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　お答えいたします。

不用額の関係でございますけれども、不用額と実質収支の相対関係もございます。その中で不用額の活用の関係でございますけれども、一応下水道事業につきましては、決算額で事業費が約65%事業が進めてございます。その中で下半期、いわゆる10月、12月ごろになってきませんと、大きな額の確定が非常に難しい面がございます。そういう面で減額するにも12月、あるいは3月になるかと思いますが、そういう中で不用額を活用していくということになりますと、いろいろ難しい問題がありますけれども、補正の時点で坂戸、鶴ヶ島両市と財政担当の方とも話ししてございます。中でも過去その不用額分を基金に積み立てて翌年度に活用したというケースもございます。そんなようなことで活用は図ってきております。

あと同和研修の関係でございますけれども、ちょっと表現の仕方がまずかったかわからないのですけれども、一応同和研修については市と同時に参加させてもらっていると、組合だけでやるというわけにはいかないので、そういう大きな研修があった場合は、組合の方は同時に席に行かせてもらっているという、そういうことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高沢良夫君）　中河事務局次長、答弁。

○事務局次長（中河　渡君）　お答え申し上げます。

しゅんせつの関係でございますけれども、平成12年度におきましては、しゅんせつをする必要がないという判断で見送らさせていただきました。ただ、都市下水路内の認識といたしまして、最近ではユスリカの問題がございます。そのために坂戸市といたしましては、コイの放流等を行っております。飯盛川関係では、平成8年度ごろより、また地元住民の要望もございます。したがいまして、河床の変更等をして水深を確保したりし、その目的を達成しているところでございます。いずれにいたしましても、水路内の管理につきましては、河床整備、あるいはしゅんせつ、草刈り等々いったものを、状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（高沢良夫君）　ここで休憩をいたします。

休憩　午後　零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

12番、榎原京子議員。

○12番（榎原京子君） 榎原です。不納欠損については多くの方からも質問が出され、一応そのことについては理解をいたしました。

それで、一つお聞きしたいことは、決算書19ページ、繰出金の水洗便所改造資金貸付基金繰出金というところですが、これについても監査意見書でも、それから行政報告書でも書いてありますので、そのことは理解をいたしました。しかし、下水道整備というのは市民がやっぱり文化的なバロメーターとして早く接続してほしいと願っている状況だと思うのですけれども、その本管が整備された後、個人が各自つなぐ段になってどのくらいまだつながっていない方がいらっしゃるのか。地域別にその状況がわかりましたらお願いいたします。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

全体では接続の率でございますが、85%になります。地域的なものでございますが、坂戸市においては八幡二丁目につきましては36%ということで大変低くなっています。芦山町とか北坂戸につきましては100%、それから鶴ヶ島の方につきましては、富士見一丁目から六丁目については100%、それから脚折の五丁目が大変低いわけなのですが、36.7%というのが現状でございます。

○議長（高沢良夫君） 12番、榎原京子議員。

○12番（榎原京子君） 比較的全体で見ますと85%ということで、まあまあかなだと思いますけれども、やはりその36%とかそういう低いところがあるのは、やはり下水道事業としてはちょっと問題かなと思います。それで、そのPRの方法なのですけれども、今まで一生懸命やってくださっていたと思うのですけれども、この貸付基金があるということと一緒にPRなさってこられたのでしょうか。そこをお聞きいたします。

○議長（高沢良夫君） 浅見業務課長、答弁。

○業務課長（浅見邦男君） お答え申し上げます。

先ほどのPRの方の関係でございますが、処理区域になったときにPR紙を持ってこういった制度がございますということで、手持ち資金がない方についてはこういうふうな制度がありますので、ご利用くださいということで、個別に配布しております。なお、指定工事店を通してそういう普及活動についてはして、普及率を上げさせていただいております。

それから、地区の議員さんが大変熱心に率先して協力していただいて、組合といたしましても普及促進に努力しているところでございます。

○議長（高沢良夫君） 12番、榎原京子議員。

○12番（榎原京子君） わかりました。PRのその方法ですが、やはり地域の環境を考えるという意味では、

なるべくソフトなPR紙をつくっていただいて、やっぱりつながなくてはというふうな気持ちになるようなそのパンフレットを用意してくださることをぜひ要望いたします。

終わりです。

○議長（高沢良夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 以上で平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定に対しての質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対の者の討論を求めます。

8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議案第5号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、不認定の立場からの討論を行います。

もう申すまでもなく歴代自民党政権が進めてきたバブル経済によって、そのバブルが崩壊して本当に今国と地方合わせて666兆円もの借金を抱える大変な事態になっています。こうした事態の中で登場した小泉首相は、小泉改革と称して今現在改革を進めていますけれども、弱者には非常に厳しい改革の内容となっています。

そして、この改革は経済にも追い打ちをかけて、大失業、そして大倒産を繰り返しています。さらに、アメリカがテロの攻撃に遭い、こうして発生した問題についても私たち日本共産党は平和と理性での解決を求め、国連を中心とした協力ということを要求してまいりましたが、そうした声にはほとんど耳をかさず、10月7日、アフガニスタンへの宣戦と突入いたしました。

このように今の不況経済にテロの問題が加わって、多くの国の予算が投入せざるを得ない状態に今なっています。こうした協力の中で、やはり国は今後とも引き続いて地方交付税を初め補助金カットなど、非常に大きな大型削減、そして地方では税収が上がらないなど大きな困難が予測されます。下水道におきましては、このような取り巻く情勢の中で事業をどう行うかということが非常に大事になってきているのではないかというふうに思いますが、現在の下水道の状況は私たちも指摘が遅かったわけですけれども、大型の終末下水道処理場、そして長い下水道管などを布設してまいりましたが、これはお金もかかり、ライフラインも震災によって非常に弱いという面を持っているという特徴を指摘しておかなければなりません。

また、都市下水路についても自然の災害を防ぐ自然の下水路ということでも指摘してまいりましたが、相変わらずの国の規定どおりの鉄とコンクリートづくり、川底は違いますけれども、こうした工法となっているということも問題があるということを指摘しなければなりません。自然の川を残し、そして緑豊かなそういうまちづくりこそ下水道にも望まれているのではないでしょうか。

こうした大きな問題はもとより、今回の平成12年度の決算では、一つには不納欠損、あるいは収入未済額が大幅にふえました。そして、もう一つのこれは一つの問題ですけれども、もう一つは公共料金への消費税5%の転嫁で生活が大変な上に、また下水道の高額な使用料を納めるということは、大変市民生活を

圧迫しているというふうに思っております。こうした中で真に困った人への使用料の減免を積極的に実施すべきではないでしょうか。

二つ目には、債務負担行為を含めた公債費の額についてですけれども、私の概算では368億円にも上ると見られます。このような大型の借財をしよいながら、今後の飛び地、いわゆる長い下水道管を延ばしていく市街地などへの下水道の導入はもう検討すべき時期に入っていると思われますが、まだまだそうした見直しが行われていません。

三つ目には、新市街地への入西特定地区区画整理に莫大な費用を国を含め投入してきました。入居者が少ない中、旧市街地との税金を納めている旧市街地市民との格差を生じております。

四つ目には、組合の入札のあり方について、両市の議員が入札に何回も登場し、3名の方がその属する会社が落札しているという状態はゆゆしい問題だということを指摘しておきたいと思います。

最後に、同和問題については既に時限立法は終了し、さらに延長した時限立法も期限を迎えるました。こういう中で相変わらず同和対策に地方自治体では固定資産税を免除したり、また研修費には多大なお金を支出していくというようなことは非常に大きな問題であって、こうしたことへの支出は必要ないのではないかということを指摘いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（高沢良夫君） 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） 11番、中島常吉でございます。議案第5号 平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論を行います。

依然として低迷を続けます我が国の経済情勢のもとに、この厳しい状況を反映いたしまして、地方税収等が減少し、慢性的な財源不足が生じている中、快適な住環境の整備、災害の防止に資する下水道施設の整備促進に当組合職員が全力で取り組んでおられますことを私は評価いたしたいと思います。

平成12年度実績を見ますと、公共下水道事業につきましては、管渠事業として坂戸、鶴ヶ島市の整備計画区域内の主要幹線及び面整備を進めてまいりまして、処理区域の拡大に努力をされました。また、平成11年度から12年度にかけまして施工されました石井水処理センター最初沈殿池搔き寄機設備工事が完了いたしました。都市下水路関係につきましては、設計業務委託を実施されました。さらに、維持管理関係につきましては、公共下水道及び都市下水路ともに施設の改修工事等が的確に実施されました。維持管理の充実が図られたのであります。

一方、これらの事業の財源となる歳入につきましては、国庫補助金、起債、下水道使用料等確実な収入の確保に努め、構成市からの負担金を最小限にとどめる配慮と努力がなされました。

以上申しましたとおり、各施策が適正に執行されていることを高く評価いたしまして、本案に対する私の賛成討論といたします。

○議長（高沢良夫君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（高沢良夫君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。



### ◎一般質問

○議長（高沢良夫君） 日程第5、一般質問を行います。

通告者は3人であります。順次質問を許します。

3番、田原教善議員。

○3番（田原教善君） 3番、田原教善です。

浅羽野雨水排水機場について質問いたします。ご承知のとおり、私ども坂戸市にはふるさとの川、高麗川の整備事業が今進んでおります。それにその高麗川に放流されている下水路が先ほどから議題になっておりますように、大谷川、それから飯盛川、それと浅羽の大排水路、それと私どもの鶴舞には名前のついていない川ですけれども、私どもが勝手に名前をつけた鶴舞川というのがあります。それと、その中の川ではありませんけれども、浅羽野に浅羽野雨水排水機場というそういう貯留所があります。

それで、下水道組合はふるさとの川整備事業には直接関係はありませんけれども、その川に流されている下水路のうちの一部がこれから完成した後、市民があの辺を通りかかったときに、私も二、三度見ていますけれども、何か汚れているように思うのです。色がとにかく緑色に、光合成でプランクトンがコケになったような、非常によどんだ色の水が定期的にその高麗川の川の上の方にどっと流されると、それを一市民としても私ども西部漁業組合の組合員でもありますし、何か魚に影響はないのかなとか、それから坂戸市には越辺高麗川をきれいにする会という会もありますし、それから市民グループでは高麗川を考える会というのもあります。そういう意味でちょっと気になるものですから、浅羽野排水機場について、現況についてお尋ねしたいと思います。

今平常時の貯水量はどのくらいありますかということ、第1番目。

それから、貯留水の水質、SS値とかBOD等の値はどうなっていますか。

それから、今日のような雨天時の水量の変化はどのようになっていますかと。

それから、高麗川への排水排出は日常どういうふうにやっていますか。

それから、五つ目が排水機場の運営と管理に年間どのくらいの費用がかかっているのでしょうか。

次に、問題点として、あの浅羽野雨水排水機場の周りは下水処理区域になっておりまして、何軒かがまだ下水管に接続をしていないというために生活雑排水があの溝を流れて、側溝を流れてきて、あそこに一時ためておくということと私は承知しております。その戸数がどのくらいでどのような状態になっているのかお尋ねします。

それから、問題点としては環境保全の見地からも問題でありますので、その辺をどういうふうにお考えなのかということでお尋ねしたいと思います。

そして、今後の雨水排水機場をどのように改修して、あるいは整備をするご計画がおありなのかどうか。

以上の点で第1回目の質問といたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 田原議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

浅羽野雨水排水機場につきましては、昭和52年度に浅羽野土地区画整理区域全体面積61.6ヘクタールのうち約21ヘクタールの雨水を強制的に排除するために建設され、昭和61年4月に当該土地区画整理事業の完成に伴い坂戸市より当組合へ引き継がれた施設でございます。

ご質問の排水機場の現況についてでございますが、1点目の平常時の貯水量は約53立米でございます。

2点目の水質につきましては、BODはリッター当たり2.6ミリグラム、基準値はリッター当たり25ミリグラムでございます。SSはリッター当たり3.1ミリグラム、基準値はリッター当たり60ミリグラムでございます。窒素につきましては、リッター当たり11.5ミリグラム、基準値はリッター当たり120ミリグラムでございまして、基準値より下回っております。

3点目の雨水時における水量の変化でございますが、雨天時の際のポンプ稼働は4台あるポンプが流入量によりそれぞれ自動的に排水するようになっておりまして、貯水槽に約2メートル程度たまると高水位になり、4台のポンプすべてが稼働する仕組みとなっております。排水量は4台のポンプで1分当たり69立米でございます。今まで貯水槽が大雨等によりあふれたことはございません。

4点目の高麗川への排水についてでございますが、通常時の生活排水が1日に約80立米等排水機場へ流入されると予測されますが、ポンプ1台の稼働で1日に2回から3回高麗川に排出されております。

5点目の排水機場の運営管理費についてでございますが、電気施設及び排水ポンプの点検並びに台風や集中的な豪雨の際の非常時運転管理業務でありまして、平成13年度は273万円で委託している状況でございます。

次に、問題点といたしましては、当該排水区域は平成元年度から4年度にかけて公共下水道が整備された区域であります。残念ながらまだ約80軒の戸数が未接続のため、家庭の雑排水が側溝を経て排水機場に流入している状況でございます。

公共下水道への未接続者には、河川の水質保全等公共下水道の趣旨を十分理解していただき、接続していただけるよう普及PRに全力を挙げてまいりたいと考えております。

なお、今後の施設の改修整備計画といたしましては、現在の排水機場が約25年経過しており、貯水槽の鋼矢板の塗装整備やポンプの寿命が約20年程度と言われているため、台風や豪雨など非常時はもちろん通常の雨水排水に支障を来すことのないよう整備をしていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 3番、田原教善議員。

○3番（田原教善君） 3番、田原です。一通りご答弁をいただきまして、再質問はしませんが、要望を申し上げて終わりたいと思います。

ただ、ちょっと意外だったのは、水質がこれはほとんど下水処理をやられていると同じぐらいのレベルのものだということなのですけれども、これはたまたま今回一般質問をするということで、ある1日のところだけなですから、今後要望としましては、この行政報告書にあるように、1日でも例えば3回、

それで水も底の方も採水してもらって、時間帯も午前とか夕方とかそういうふうにして、1月から12月までどういう季節変化があるのかを調べておいていただければと思います。BODもこれですとかなりいいとはちょっと言いにくいのですけれども、やはり欲を言えば四万十川のように、BODは1ぐらいにした水をとにかく川に流すようにして、私たちの大事な高麗川、自然をとにかくよくして、行く行くはこれは坂戸のものだけではありませんので、荒川になって、そしてやがては隅田川まで行っているわけです。ですから、そういう意味でも大きな意味で川を少しでもきれいにしていこうという、上流に住む我々が努力するやっぱり義務があると思いますので、今後ともこういう下水路の排水の水質レベルにつきましては、よく水質を見ていただいて、今後とも雑排水を浄化処理して高麗川に流した方が私は望ましいと思いますので、今後は坂戸、鶴ヶ島下水道組合さんと、それと坂戸市と十分協議をしていただいて、これは私たちの仕事ではないよとかそういうことではなくて、全体を考えて協議をしていただいて、とにかくいい方向に排水のこといろいろな対処をしていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を行わさせていただきます。

通告に従いまして一般質問いたします。

まず、大きな1番として、入札契約の事務について。

1として、平成12年度での入札において予定価格の95%以上の価格での落札は、全体で何件中何件ありましたでしょうか。その際の最低と最高の額もお示しください。

2として、組合として設計額、予定価格、最低制限額の積算根拠と、それらの事前の公表の有無についてお伺いいたします。また、いわゆる低入札制度である調査基準価格は導入されておりますでしょうか。

3として、指名競争入札における企業の指名の条件、方法などの現状を伺います。

4として、インターネットの入札、くじ引きを取り入れるなど様々な入札の際の談合防止というものがマスコミ等で報道されております。また、それを実際に講じている自治体もありますが、当組合のそれらの取り組みについてお伺いをいたします。

続いて、大きな2番目に移らさせていただきます。

平成13年度行政視察を受けて、坂戸、鶴ヶ島下水道組合として今回は長井市、郡山市での都市下水路の活用の視察をいたしました。いずれにいたしましても、せせらぎの小径ということでボックスカルバートで暗渠となっているその上の部分に人工の川をつくって、それぞれ井戸水であったり、また精製した水を流している。そういうような施策で大変に興味深いものがありました。しかし、当組合内でその上部利用ということにおいて、地中化をするにしてもまず地中化がなされなければそういういた施策もできないこともありますし、またユスリカに代表されるように市街化区域で流れる都市下水路に蓋をしてくれ、そういうことの要望を数多く私自身は受けていて、そういうものに対するコスト面の説明ということで今回は質問をさせていただきます。

1として、ボックスカルバート等都市下水路に蓋、もしくは地中化することについて、その方法やまたそのコストの積算基準等をお示しください。

2、ユスリカなどの苦情から蓋をすることの要望の高い、鶴ヶ島市脚折町内、鶴ヶ丘などの蓋をする場合、概算でメーター幾らぐらいかかるものと試算できますでしょうか。

3として、現状で上部利用等のために地中化もしくは蓋をする予定の都市下水路はありますか。市民の要望はどのように届いているでしょうか。また、今後の取り組みについて伺います。

以上で私の1度目の質問を終わります。

○議長（高沢良夫君）　吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君）　山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、入札の関係でございますが、平成12年度の入札は工事で69件、委託で10件、全体で79件であります。そのうち予定価格の95%以上の価格で落札した件数は51件で、入札全体の64.6%でございます。

最低落札価格は、工事で76.94%、委託で84.81%、最高落札額は工事で98.78%、委託で99.94%でございます。

次に、工事における設計額などの公表についてでございますが、工事における設計額の積算根拠につきましては、埼玉県土木工事標準積算基準表、下水道用設計標準歩掛かり表、土木工事設計単価表、財団法人経済調査会発行の月刊積算資料、財団法人建設物価調査発行の月刊建設物価等をもとに積算しております。また、入札に際して、設計額の事前公表は施行しております。

次に、予定価格の積算根拠についてでございますが、当組合契約規則第9条に基づき、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、受給の状況履行の難易、数量の高、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めるものとすると規定しておりますので、これに従いまして決定しております。なお、予定価格は事後公表で施行しております。

次に、最低額の積算根拠についてでございますが、最低制限価格制度のご質問かと理解するわけであります。最低制限価格制度は国にはこの制度はございません。地方自治法が認める地方公共団体固有の制度でございまして、ダンピング価格による工事の質の低下を防ぐものがねらいとされております。地方公共団体によっては、技術者の人材が不足して、不適格業者を見きわめる審査能力が不十分でないことがこの制度を採用している根拠となっているところでございます。当組合としましては、過去にこの最低制限価格制度を隨時指名委員会の決定により採用した経緯がございます。なお、最低制限価格の公表については、事後公表しております。

最低制限価格の設定方法は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルで示す低入札価格調査基準に準拠して設定することを原則として計算しております。その積算方法としましては、1点目として、予定価格算出の基礎となった直接工事費プラス共通仮設費プラス現場管理費の5分の1、2点目として、特別なものについては1点目にかかわらず契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で決定権者が定める割合を乗じて得た額で積算しております。なお、国の制度として実施している低入札価格制度は採用しておりません。

次に、指名競争入札における指名の条件、方法についてでございますが、当組合の建設工事等指名業者選定基準に基づいて指名しているのが現状でございます。

主な内容は、指名競争入札に参加できるものは、指名競争入札の参加に関する審査を受けた業者で、当組合の建設工事等競争入札参加者名簿に登載されている業者であるものが指名の一つの条件であります。

また、建設工事においては、工事の金額に応じて格付された業者を指名しておりますのが現状でございます。

次に、インターネット入札の実施団体につきましては、埼玉県内、または県内自治体では実施していない状況でございます。県外では、横須賀市が公募型競争入札を実施しているようでございます。国土交通省では、平成13年10月より一部の直轄事業、これは工事並びに建設コンサルタント業務でございますが、入札を電子入札システムにより実施していると伺っております。

電子入札はインターネットを用いて競争参加資格の確認申請、確認結果の受理、応札結果の受理、再入札までの一連の作業を行うことができるシステムでございます。参加条件を満たすものはだれでも容易に入札に参加することができます。また、入札に参加するための移動回数が大幅に減少するとともに、書類作成などの業務の効率化が期待されると認識しております。

電子入札システムは、入札を管理する施設等の整備、一元的に管理しなければなりません。また、応札する方々の準備するものとして電子認証書、電子入札に必要な機器、これにつきましてはハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク等でございますが、環境の準備などその他社内での運用方法、セキュリティ一対策を事前に打ち合わせする必要があることから、今後十分な検討を重ねなければ実現は難しいと考えておるところでございます。

次に、くじ引きの取り入れによる入札制度の実施団体でございますが、埼玉県、近隣では川越市、県内では草加市の抽選型指名競争入札が新聞記事として報道されているところでございます。抽選型指名競争入札は、談合防止策とし、入札に参加する業者を工事関係業者指名選定要領等で金額に応じて決められている参加業者数を約2倍にふやし、仮指名業者とし、さらに抽選により実際に入札できる業者を絞り込んで決める方式でございます。本組合としましては、抽選型指名競争入札の制度を研究し、入札方式の試行を重ね、談合などの不正行為を行った場合の罰則の強化、透明性や公平性を高めた入札制度の確立をしてまいりたいと存じます。

次に、都市下水路に蓋を架けるなどのことでございますが、都市下水路の施工に当たりましては、現況の河川等を改修して実施する場合がほとんどでありまして、開渠を原則としているのが実情でございます。例えば蓋を設置するなど都市下水路の構造等を変更する場合においては、相当の金額を必要としますので、昨今の財政状況を考慮しますと、現時点では非常に困難であると考えております。なお、仮に施工する場合、積算基準等につきましては、埼玉県の土木工事設計単価表及び同じく土木工事標準積算基準書等に基づき積算することとなるわけでございます。

次に、蓋を設置した場合の概算額でございますが、ご質問の脚折町、鶴ヶ丘双方とも蓋を架けるとした場合でも、橋梁、橋の形式となるわけでございます。脚折町の場合は断面で申し上げますと、水路幅が上幅9.2メートル、下幅6メートル、高さ3.2メートルの積ブロックでございまして、歩道と車道を分けた場合に、まず歩道の場合はメーター当たり約30万円でございます。車道の場合はメーター当たり約80万円と試算されます。また、鶴ヶ丘の場合は、水路幅が上幅、下幅とも2.5メートル、高さ2メートルのU形のコンクリート構造物でございまして、歩道の場合はメーター約8万円、車道の場合はメーター当たり約30万円と試算されます。これはあくまでも概算でございまして、現場条件、あるいは構造等によって変動しますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、市民要望、あるいは今後の取り組みについてでございますが、ご高承のとおり都市下水路の整備率でございますけれども、平成12年度末で大谷川都市下水路につきましては73.3%、幹線が約61%、支線が100%、飯盛川都市下水路につきましては95.9%、幹線が100%、支線が85.2%の状況でございます。両都市下水路とも市街地部分の施工はほぼ完了している状況でございます。したがいまして、今後においてもなお一層の厳しい財政状況が予測されますので、上部利用のために地中化または蓋をすることにつきましては、都市下水路そのものが開渠が原則でございますので、ご理解をいただきたいと存じます。なお、当組合へ直接市民からの要望は聞いておらない状況でございます。今後も都市下水路の機能を十分に維持できるよう管理してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問を行わさせていただきます。

特に入札契約についてでございます。入札契約が話題になるのはやはり談合防止ということがよく言われております。そもそもこちらの入札の際の価格の設定というものはそれぞれ県、国等を中心とした県で示された積算根拠によるという答弁が今していただいたところでございますし、その積算に関しては、要是規模の大小は余り影響なく、ただお金を積み上げるだけと、それを基準として予定価格をつくり、また設けているところでは最低制限価格を設けているというところでありまして、根拠としては同じ積算をしていく普通の民間の工事であったら、小さい工事、大きい工事とやっぱり大きい方がそのスケールのメリットがあって安くできるのではないかと、そういうふうに思えるところでございます。それを予定価格で多少反映しているかもしれませんけれども、そこら辺のまだまだ余地があるのではないかというのが私が思うところでございます。それに関して単価価格を独自で例えば坂戸、鶴ヶ島下水道組合で設けるというものは、その人員とか規模とかで無理があるというところでありましたら、基本的にはその予定価格等でそういうものを反映するべきではないかと、そういうためにはどういったことが行われていかなくてはいけないのかなというところを考えてみると、まず大きな点としては、今回当組合としては積算価格は事前に公表しているけれども、予定価格は公表していない。また、最低制限価格を設ける場合も、それも事後であるというようなところであって、まず談合というと職員と業者がもともと予定価格を知っていた方が有利になるというところがあつて、その予定価格の公表というもの、また最低制限価格の公表というものをしっかりと事前に行うべきではないかと思いますけれども、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

特に平成12年度だと伺っておりますけれども、国土交通省の方からこの最低制限価格もいわゆる低入札価格を国がやっているように、最低は設けるけれども、それ以下の最低よりもっと下回った場合は調査をして、それでも大丈夫な場合はただ切ってしまうのではなくて、その低入札の場合でも認められるような流れであるという国の流れも伺っております。そういうことに関して、導入していくべきではないかというふうに考えますけれども、その点についてもお示しをいただきたいと思います。

続いて、2番目の質問でございます。特に行政視察に関しては、いろいろと厳しい、オンブズマン等から厳しい意見も聞かれるところでございますけれども、今回私はこのような質問をさせていただいたのも、結局郡山市、長井市というところに伺って、なかなか当市ではまだないそういう上部利用についての視察

をさせていただいて、そのお話の中で暗渠化ボックスカルバートにするとか、上部利用をする際のその工事はメーターで50万円かかったとか、郡山の方は市街化区域だと100万円かかったとか、そういう具体的なお話を伺ったところで、特に当組合の方には直接はそういう要望は来ていない。なかなか逆に言うと、そういう要望はあっても来ていないこと自体が問題があって、これはほかの部分の問題なので、今回は取り上げませんけれども、私のところではどうしてもユスリカの問題になると、蓋をかけられない。特に市街化区域の中を市街地域を流れるそういった都市下水路に関しては、もうその川があれば必ずその問題が出るというのが現状でございまして、そして実際に本当に壁一面、窓一面、ユスリカがべったりついていると。1回ドアをけ飛ばしてからでないとドアあけられないというような現状もまざまざと見て、そして消毒等では完全な対策になり得ないところで、やっぱり市民が率直に考えるのは蓋をかけられないのかというご希望でございました。今回そういう視察の中で実際のそういう暗渠をするときのお金等を示していただいたことによって、今回特に鶴ヶ丘のあたりでは要是車が通れない、人が歩ける程度のものであれば、メーター8万円ぐらいで、それも積算価格でございますから、入札等を実際やれば下がるかもしれないと思っておりますけれども、そういう事例も具体的なお話で伺うことができました。今後におきましては、こういった数字がひとり歩きするのは甚だ危険だと思って、我々も自重しなくてはいけない部分もありますけれども、市民要望等を対処しながら構成市で話し合って、そういうユスリカ対策のみならず暗渠化、または蓋をかけたりすることも具体的に話し合って検討していただければと思って、こちらの方は要望で結構でございます。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

最初に、予定価格の事前公表の関係だと存じますが、予定価格を事前に入札参加者に探知された場合、他のものに極めて有利な基準を与えることになります。したがいまして、文言上から予定価格が察知され得ないような具体的な予定価格の決定の方法、基準等に関する規定は、予定価格の秘密の保持の要請から設けることは適当でないと考えておりますが、今後研究検討をしていきたいというふうに考えております。次に、設計単価の関係で、組合独自の設計単価というように理解したわけですが、よろしいでございますか。先ほども工事における設計額の公表について、幾つか工事の設計額の積算根拠について、埼玉県の土木工事標準積算基準書とか、いろいろ単価の関係をお話ししましたが、国庫補助事業との基準に従いまして公共工事の設計積算につきましては、国土交通省並びに埼玉県の単価等により積算しまして、国、県の承認を得て工事積算を行っておりまして、また会計検査院の検査の対応ができる単価で積算しているところでございますので、組合独自の単価というわけにはこれはいきませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再々質問を行わさせていただきます。

1点ちょっと整理をしたいのですけれども、今の下水道組合としては入札の際、いわゆるそういう基準単価、国の示した、県の示した基準単価を積み上げた設計額として、そこからある程度工事の規模等を考慮して、ある基準に従って出してくる予定額、そして現状では、以前では最低制限価格を用いたこともあ

るけれども、今は基本的には最低制限額といふものはないように言われております。そうしますと、そのまま最低制限額を設けるということは、基本的に私が思うには先ほども言いましたけれども、そういう積算根拠の単価が必ずしも実態と反映していない。それは今国でも問題になっていまして、それらの見直し等が言わされているところでございますけれども、それを実際に下水道組合でやれというのは無理があるのも承知しておりますので、そういうことを言わせていただいているのではなくて、実態としてもしかしたらもうちょっと安くしたり、また低価格の方に、要は行政の主眼であります最少の費用で最大の効果を設ける幅がまだあるのではないかと、入札の際にさまざまな制限がそれを妨げているのではないかという疑問を持ったので、今回質問させていただいております。

それで、どちらにしましてもそれらの公表等を研究していくというご答弁でありましたので、特に1点聞きたいのは、その予算額とまたは最低制限価格、または低入札価格等の導入、低入札価格に関してはその導入の有無について、そしてそれらの公表を今までしてこなかったのはなぜかということをもう一点ちょっと確認をお伺いしておいて、それでその上で何のどういった検討によって、それを研究していくのかということを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君）　吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君）　低入札価格の公表にお答えします。

低入札価格の公表につきましては、先ほども予定価格の関係でご答弁申し上げましたが、秘密の保持等がございまして、公表はしてございません。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君）　8番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。

私たち日本共産党が心配してきましたとおり、小泉内閣の進める構造改革による国民への影響は非常に大きく、大企業は内部留保がありながら、N T Tを始め16万人以上のリストラが行われようとしています。企業はさらに海外へと移転し、国内の産業の空洞化が進行しています。こうした失業とそして中小企業の倒産と相まって、今月からは65歳以上の介護保険料が倍額となりました。さらに、高齢者医療費が75歳以上に引き上げを初め、医療費改悪が次々と打ち出されています。こうした社会不安の続く状況で、今後の下水道使用料の問題、下水道築造についても厳しい局面を迎えることと思われます。そこで、お尋ねいたします。

一つ目として、今後の公共下水、都市下水路の工事見通しについて。

（1）、政府は地方交付税削減、補助金などの削減を打ち出しておりますが、来年度公共下水道、都市下水路の工事見通しと影響などについて伺っておきたいと思います。

（2）、困難をきわめる市民生活に対し、公共下水道料金に消費税をかけないでいただきたいと思います。

（3）、下水道使用料の減免をしていただきたいと思います。

二つ目の大きな質問は、都市下水路とユスリカ対策についてです。

(1)、緑と清流を取り戻す自然の都市下水路への転換についてお尋ねします。

(2)、来年度ユスリカ対策についての中身についてお尋ねいたします。

三つ目の問題です。入札状況と政治倫理についてお尋ねします。

(1)、低価格入札に対する対応、下請への契約の状況、建設業退職金共済制度の履行状況についてお尋ねしておきたいと思います。

(2)、議員などの関係する企業の入札状況と落札状況についてお尋ねします。

大きな4番目です。石井水処理センターに関する官政談合について。

(1)、日本下水道事業団と明電舎のその後の状況と損害賠償を求めることがあります。

以上、4問について明快なご答弁をいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、今後の公共下水、都市下水の工事見通しと影響についてでございますが、平成14年度の予算につきましては、現在編成のための準備段階でございます。ご質問の中にありましたその政府の方針でいきますと、なお一層厳しい財政環境になると認識しておるところでございます。このような状況の中で今後事業を進めていくためには、引き続き国庫補助等の特定財源を積極的に活用するとともに、構成市と十分協議を重ね、当該事業の進捗に影響がないよう努力してまいりたいと考えております。

次に、消費税の関係でございますが、平成13年度予算でご議決をいただいておりますとおり、公共下水道使用料金へ消費税、地方消費税を転嫁しているところでございます。ご高承のとおり、消費税法に基づきまして既に平成8年12月議会において関係条例のご議決をいただき、平成9年6月から下水道使用料金に消費税等を転嫁し、実施しているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、下水道使用料の減免の関係でございますが、当組合の下水道条例第23条につきましては、管理者は公益上その他特別の事情があると認めたときは、この条例で定める使用料を減免することができるという内容でございまして、現在この条例を適用しているものにつきましては、水道の漏水事故及び建物の建築に伴う使用料の減免でございます。

次に、都市下水路の関係でございますが、ご高承のとおり都市下水路につきましては、下水道法に基づきまして主として市街地における雨水の排除を目的とし、また浸水被害を防止する必要な都市施設でございます。その構造につきましては、開渠を原則としておりまして、都市化決定並びに事業認可を取得し、継続的に整備を行っているところでございます。したがいまして、都市下水路としての設計基準からしても自然の都市下水路の転換は現状では困難であると考えていますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、来年度のユスリカ対策についてでございますが、飯盛川及び大谷川両都市下水路の当組合の管理につきましては、基本的に雨水に伴う災害を防ぐため、都市下水路の構造物及び流下能力の確保を図ることが主目的でございます。ユスリカの発生は生活排水が原因と言われております。水質関係につきましては水質汚濁防止法等により、該当市が管理することとなっておるところでございます。しかしながら、都市下水路は両市にまたがっていることなどから、両市の依頼を受け、当組合がユスリカ対策として両都市下水路の現地調査を行い、ユスリカの発生状況等を確認し、薬剤散布を実施しているところでございま

す。ユスリカの抜本的解決策としましては、ユスリカが発生できない環境づくりが大切でありますと、両市におきましても広報等により合併浄化槽の普及など、その管理と水質保全の必要性を呼びかけておるところでございます。当組合といたしましても、公共下水道の整備を進めるとともに、処理区域内は公共下水道へ接続替えを積極的に推進しているところでございます。ご質問の来年度のユスリカ対策につきましては、今年度の実績を踏まえ構成両市と協議を行い、実施してまいりたいと考えております。

次に、低入札価格調査制度に対するご質問についてでございますが、鶴ヶ島市並びに国が制度を採用しておりますと、この制度は国土交通省の直轄工事においては、最低入札価格が予定価格掛ける3分の2から10分の8.5の範囲内で、契約担当官の定める割合に満たない場合、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査する制度でございます。

当組合におきましては、国並びに鶴ヶ島市が行っている低入札価格制度は採用しておりません。平成12年度における契約については、履行不能とした事例はございませんでした。当組合におきましては、構成市との調整を図りつつ、その他の自治体との情報を収集し、研究してまいりたいと存じます。

次に、下請への契約状況でございますが、当組合の元請、下請関係合理化指導要綱に基づきまして、受注者より下請負人通知書に下請契約書の写しを添付し、当組合へ提出を義務づけており、元請人へ指導を行っております。現在のところトラブル等の情報はお聞きしておりません。

次に、建設業退職金共済制度の履行状況についてでございますが、建設業退職金共済制度は昭和39年の中小企業退職金法に基づき、建設現場に働く期間雇用者に退職金制度を普及させることにより、労働者の福祉の増進を図り、建設業の振興に寄与するため創設されたもので、建設労働者を雇用する事業主が共済に加入し、労働日数に応じて労働者の手帳に張りつけ、労働者は建設業を退職したときに一定の退職金を受け取ることができる制度でございます。当組合は、平成11年4月以降、当組合発注工事500万円以上の受注者に対して、建設業退職金共済制度の普及を図るため、共済証紙購入状況報告書の提出を求めるとしたところでございます。受注者においては、建設業退職金共済制度において掛金収納書の確認をしておりまして、誠実に履行しているものと認識をしているところでございます。

次に、議員等の関係する企業の入札状況ということでございますが、当組合における議員等の関係する企業の入札はございません。

次に、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況でございますが、7月17日に26回目の公判がさいたま地裁で行われました。当組合としましても、今までどおり公判の内容について職員に傍聴させておりますが、新たな進展はありませんでした。次回、27回目の開催は、来る10月15日午前11時にさいたま地裁で行われることになっておりまして、当組合としましても今までどおり公判の内容について職員に傍聴させる考えであります。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村。再質問を行います。

まず最初に、1番目の問題ですけれども、国の政府の借金並びに来年度の地方交付税補助金削減によって厳しいということを踏まえながら、両市で検討するということでございますけれども、来年のほどある程度の協議の予定とか段階、大体このような方針で臨むとか決まつたら、その点を答弁をお願い

したいと思います。そして、影響をどういうふうに見るかという当局の見方についてもお聞きしておきたいと思います。

二つ目の問題ですけれども、消費税の問題については理解してくださいということですけれども、今の市民生活の厳しさの中で、やはりぜひ消費税を転嫁しない方向で検討していただければいいなというふうに思っております。そして、減免についても法第23条の減免については、やはり生活の厳しさということでの減免は見受けられないということは一つ問題だと思うのですが、最近の新聞報道で水道や下水をとめて、結局そのとめられた人が中で餓死していたという事件があつて、では下水や水道の徴収ができなかつた。あるいはそういう困った人がいるという報告が何ら市の方に報告が行つていなかつたという事例が新聞に載つていたのですよ。やはりこれは命にかかわる重要な問題なので、その人の生活全体を見るためにも公共料金がまず払えないということについては、両市の生活保護課なり何なりにこういう方がこういうふうに今払えないということで、すぐ生保ということではありませんけれども、やっぱり一応巡回みたいな形で見に、市民の生活を見に行けるというような対応が望ましいのではないかというふうに私は新聞記事を見て思ったものですから、ぜひそうした対応並びに減免も向こうから申し出ないからやらないのだと言つたって、市民の人はなかなか知り得ないということを前にも申し上げたのですけれども、こちらから積極的に担当の方を通じて、両市でそういう問題をきちんと掌握して実施していくことが必要だというふうに思いますので、答弁をお願いしておきたいと思います。

緑と清流を取り戻す自然の都市下水路の問題については、先ほども圈央道の方の工事の内容は、やはり今までどおりのような積算でなつているのではないかというふうに見受けられるわけです。今の山中議員も視察に行かれたのを私もいただきましたけれども、あれを見て、こういう視察もしてきたのだなということはわかつたのですが、私はドイツにも視察には行つておりませんが、やはり今までのコンクリートのものではなくて、本当に自然の草や動植物が憩えるようなものをというで直したという、そういうのを方々行ってこられた方が見ているわけです。なぜかといいますと、鶴ヶ島でも既に高倉の池というのがあるのですけれども、あそこでは自然のものを生かした護岸工事をもう20年近く前になりますか、十五、六年前になりますか、私も長い間議会にいるので、ちょっとはつきりわからないのですが、要求してやはり鳥が本当に憩えるような、護岸ができるまでもきちんと水が通じるようなのをつくつてほしいのだということを要請して、つくつていただいたのですよ。非常に水辺もきれいですし、やはり何とか都市下水路といえども、もう時代は変わりましたので、お金だけかけて護岸をびっしりやればいいというのではなくて、本当に地域の緑と清流のあるそうしたものへの転換が必要ではないかなと思いますので、何らかの形で考えられないものでしょうか。もう一度ご答弁をお願いします。

ユスリカ対策については、両市と協議の上ということでございますが、やはり予算を出すのは当組合なのですね。やっぱり主体性を持って当組合が今後公害を一番心配しておりますので、薬剤散布で害のないものはないわけなので、いろんな形で今微生物とか、あるいはいろんなものを言っておりますけれども、こうした自然のものを使ったユスリカ対策を、コイを放しているというのは聞きましたけれども、あらゆる地方に視察に行っていらっしゃると思うので、そういうものを生かして、自然の浄化をお願いしたいというふうに思いますので、もう一度答弁をお尋ねしたいと思います。

次に、入札状況と政治倫理の問題なのですが、鶴ヶ島市では先ほど申し上げているとおり、調査基準

価格を設けました。ところが、ここでは設けていないということで、私も低入札について調べてみたのですよ。今年に入りまして、この低入札で平成13年6月14日では、入札予定価格1,560万ですか、に対して2分の1以下だと思います。株式会社諒訪産業が860万円で落札をしているのですね。これが五味ヶ谷の下水道の築造工事です。平成13年の7月17日には、五味ヶ谷のやはり3で、これが予定価格が2,260万に対して、設計価格が2,260万円、それに対して木藤建設が1,084万、これも2分の1以下ということで落札しております。そして、先ほど来言われております浅羽の大排水路につきましても、平成13年8月の29日に予定価格9,000万円、設計価格9,000万円、落札価格6,200万円、約六十数%ですか、これ株式会社田中工業が落札をしております。このように私がざっと見させていただいた中でも、3本、もう2分の1以下を含めまして3本低入札価格での入札が履行されているわけです。全部は数えませんでしたけれども、まだほかにも5カ所以上あったと、ですから10カ所近い入札が非常に低い価格で既に落札しているわけです。

私が一番心配しておりますのは、一つには、この最低制限価格が設けていないこと、それから調査基準価格も設けていないことから、こうした低入札価格の業者が本当にこれをこんな低い価格で履行できるのかどうか、今までが高過ぎたのならいいのですけれども、それでは半分以上の高い値段で今まで公共事業を発注していたことになるので、重大な問題ですよ。ですから、積算価格、予定価格よりも半分以下、こういうところがどんな今経営状態で、本当に工事が履行できるのかどうかをきちんと確かめて、監督しているのかどうか。この三つについてね。ちゃんとそのご説明をいただいておきたいと、一つには思います。ぜひご答弁をよろしくお願ひします。

続きまして、下請へのそういうと、契約状況をちゃんと出させていましたと、先ほどおっしゃいました。この下請は労賃につきましては、設計価格どおりに、本来ならば第2請け、3請け、4請けとあっても労賃はきちんと払わなければならぬわけですよ。ところが、今その労賃を大幅に削っていって、働く人が働けなくなってくるという深刻な状態に置かれるわけです。ですから、積算価格をきちんと出させているならば、こんな低い価格でも最後の業者にきちんと労賃が積算どおり払われているかどうかをチェックしていますか。それが一つ、大事なことだと思うのです。

川越市では、こうした業者に対して481社に施工台帳を出させて、履行しているかどうかをチェックし、していない場合はちゃんと訴えているわけです。そのぐらいにやらないと、業者はもう元請がたくさん取ってしまって、下請まで回らないということになりますので、きちんとその契約制度を本来ならつくつてやる、条例をつくつてやるべきですけれども、今そこまでは求めてはおりませんので、若干こうしたきちんとした指導はできているかどうかということが一つ。

建退共の問題もそうです。建設業退職者共済制度の問題も私が何年か前に質問したときには、ほとんど担当もどうもはっきりした返事はありませんでした。今回はこういう形で内容でこういう努力していますという答弁いただいただけ一步前進というふうに思いますけれども、業者の方の話によりますと、ちゃんとやっていると思いますという先ほどの答弁でしたけれども、実際にはなかなかこの建退共の証紙の分も入札価格に入っているのだけれども、実際には払われていないケースというのが多いらしいのですよ。やっぱり現場で手帳にちゃんと建退共の証紙を張って、建設者が失業しても大丈夫なようにできているのかどうかを指導を入れる必要も、工事件数が多いのですけれども、やっぱりそういうふうにすることによつ

て本当に労働者の立場を守るということができると思いますので、そうした履行状況の調査、どう行われているかということでお尋ねしておきたいと思います。

また、議員等の関係する企業の入札というのは、幾ら広域行政であれ、ここに今現在いる下水道の議員という意味ではありません、今回は。前は2名ほどいらっしゃいましたけれども、今回はこちらではないところに配置されたとは思うのですが、行かれたと思いますけれども、平成13年度においても結構入札に参加していまして、落札者が2名いらっしゃるわけです。やっぱりこういうことを、さっきのは平成12年度でございましたけれども、13年度も同様ということでは全然前進が見られないので、こうした精査をぜひお願いしておきたいというふうに思います。

四つ目の問題ですけれども、日本下水道事業団と明電舎の問題ではテレビ報道がありまして、こうした談合問題で一定程度の判例が出たというふうに見ましたものですから、今回は何か進展があったかなと期待して質問したのですが、そうしたほかの地域だったのではないかというふうに思われますので、ほかで日本の全国で訴訟が起きておりますので、ほかではどういう状況になっているのか。この件については今答弁されたとおり、7月17日の公判というのは納得したわけですけれども、その点についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

最初に、今後の公共下水、あるいは都市下水路の影響等でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、現在来年度の予算の準備段階でございます。ただ、補助金等につきましては、10%カットというふうな話も若干は耳にしております。そのような状況になりますと、これから進捗に影響が出る恐れもございますので、構成市と十分協議を重ねて進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、生活困窮者に対する関係でございますけれども、生活困窮者に対する使用料の減免につきましては、これは本人の申請があった時点で審査をし、その内容を確認し、決定することということでございます。したがいまして、いずれにいたしましても構成市と十分協議をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、都市下水路の関係でございますが、基本的に国の補助基準は開渠を原則とし、従来ですと積ブロックによる施工方法が決まっていることでございます。都市下水路が完成するまでは国の補助基準で行つていかなければならぬわけでございまして、また既に完成をいたしております飯盛川、大谷川につきましては、東坂戸の桜並木あるいはコイの魚道、あるいは河床にミクリを残すというような自然を取り入れた方法もいたしておりますが、いろいろと今後研究してまいりたいと存じます。

次に、ユスリカ対策でございますが、飯盛川、大谷川の両都市下水路のユスリカ対策としましては、部分的な対策を講じたとしても抜本的な解決を望むのは困難でありまして、水質悪化のもとを改善しなければならないと思われます。しかしながら、両都市下水路に面した地域では、被害の程度の違いはあると思われますが、既に影響を受けておりまして、両市においても即効性、効率性等考慮した薬剤の散布を採用しているものと思われます。

次に、入札の関係でございますが、平成13年度の工事等発注に対しまして、低い価格で落札した業者に対しての調査はしておりません。平成13年度工事の予定価格に対し低落札率で契約した事例は6件でござ

います。この工事のうち3件は既に検査も終了し、引き渡しを完了しております。残り1件は現場が完了し、検査を受ける段階になっております。残り2件は工事期間中でありますので、仕様書どおり現場が行われているか、材料等設計どおり納品されているか等工事現場の監督監理を徹底し、職員にチェックをさせていくこととしているところでございます。いずれにしても、低入札の入札をした契約者については、契約内容に適した履行がされるよう監理監督、そして工事検査を行ってまいりたいと考えております。

請負業者から支払われる作業員の労賃の関係でございますが、請負業者にかかる債権債務であるため、当組合としましては請負業者に十分指導を行っていきたいと考えております。下請契約にかかる労賃支払いについては、当組合の元請・下請関係合理化指導要綱に基づきまして請負業者へ指導してまいりたいと考えております。

次に、議員の入札の関係でございますけれども、構成市における議員の家族が代表者で、入札に参加している場合についてでございますが、平成12年度、入札参加23件で落札は3件でございます。

次に、公判の状況でございますけれども、9月7日のテレビニュースにおいて、名古屋地裁での判決で、被告電気業者、事業団に対して支払い命令が出たとの報道がありましたが、その詳しい内容については現時点ではわかりませんので、ご了承願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再々質問を行います。

まず、一つお金もかかりないし、ちょっと労力はかかりますけれども、いわゆる下水道料金が本当に払えないという方を巡回して、いわゆるお金をもらしながら、この人はということはすぐわかると思うので、両市に連絡をして、自殺とか、本当に今後その人が大事に至らないような対策をとるという、そういうことは決して広域行政で下水道だから離れているわけではないですよ。両市の本来なら一部を負担した組合のわけですから、そういう点では血も涙もないような行政であってはならないと思うのです。ましてや私ここで一般質問しているのですよ。一般質問していて問題が起きたら、もう下水道組合、水道企業団の私は責任になると思うのです。何にも言わないのだったらばともかく、それらに対して何も対策が立てられない。減免を言っているものもありますけれども、減免ではないですよ。まず、その生活保護の状態、どうなのかということを両市にきちんと知らせるということぐらいはできると思うのですね。これもできないと言うようだったら、もう困りますよ。ですから、そこをしながら減免についても相談をするというのが本来のあり方ではないですか、両市の担当、あるいは執行者の。それは、それから減免ということになるかもしれませんけれども、それぐらいはぜひお願いしたいと思います。

次に、大きな問題だけにやります。入札の問題では、やはり検討ではなくてもう調査基準価格ないし最低制限価格は絶対にもう設ける時期に来ているというふうに思います。なぜなら私も低入札価格は多いだろうと思ってみたら、こんなにたくさんあるのでびっくりしたのですよね。もう二度同じことは言いませんけれども、今答弁の内容では今後終わっていないところはきちんと調査していくということですけれども、終わってから調査するのではなくて、やっぱり入札をしたときに落札に至るかどうかという前に、きちんとしたそういう調査をして、この会社なら大丈夫、保証はどうあろう。そういうのをやってからやらなければ危ないのでしょうか。それをするためにも最低制限価格が一番望ましいのですけれども、

それができなければ調査基準価格を設けて、その範囲であれば調査すると、それ以下ではもう落札させないという厳しい指導監督をする必要があるというふうに思うのですけれども、この点は早急に私やらなくてはいけないと思いますが、どうですか。答弁をお願いします。

また、建退共と下請への状況ですけれども、チェックが本当に行き届いているというふうには思えないのですけれども、今後下水道の関係で丸投げの問題や、あるいは私どもにこういうことがあるのだよというようなご相談のないように、きっちとチェックをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高沢良夫君）　吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君）　お答えします。

低入札価格調査制度の関係でございますけれども、これにつきましては当組合としまして、今後構成市と十分調整を図り、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君）　以上をもって一般質問を終結いたします。



#### ◎議長のあいさつ

○議長（高沢良夫君）　本定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会に早朝よりご出席を賜り、大変重要な案件につきまして慎重なる審議をいただきまして、ご議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

最近の経済動向を見ても、依然厳しい状況ではございますが、下水道組合の事業につきましては、大変市民生活と密着した重要な事業でございます。今後とも議員各位には大所高所より議会運営に格段のご協力をお願いいたしますとともに、健康に十分留意され、両市の進展のためご尽力されますようお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、一言ごあいさつといたします。



#### ◎管理者のあいさつ

○議長（高沢良夫君）　管理者からごあいさつをお願いします。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

本日は、平成13年9月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には早朝来よりご出席を賜りまして、極めて長時間の中におきまして慎重ご審議を賜り、本組合の平成12年度の歳入歳出決算ご提案申し上げましたところ、原案どおりの認定を賜りまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、議案のご審議の過程、あるいはまた一般質問を通じまして、それぞれ議員各位から貴重なご示唆、ご提言等を賜ったわけでございます。私ども議会の意を十分尊重いたしまして、これからも事務事業の進捗に向けまして、精いっぱいの努力を重ねてまいる所存でございます。なお、極めて財政厳しい中ではありますけれども、下水道の普及、まさに文化生活を営む上のバロメーターとも言われております。快適な環境を営むいわゆる基本的な事業でもございますので、これらにつきましても鋭意努力を重ねてまいる所存でございます。

さらにまた、本管がもう既に完成を見ているにもかかわらず、まだ接続をしていない、先ほどご指摘もいただきましたけれども、これらにつきましても多くの方々のご理解をいただきながら、できるだけこれらも解決をし、都市の河川の浄化等に向けても努力をしてまいる所存でございますので、どうぞ引き続き議員各位の変わらざるご指導とご支援、心からお願いを申し上げる次第でございます。

気候的にはよくなってきたところでありますけれども、朝晩の冷え込みも厳しくなってまいります。どうぞ自愛いただきまして、本組合の進展のために今後ともご活躍をいただきますように心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつとかえさせていただきます。ありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

(午後 2時32分)

○議長（高沢良夫君） これをもって平成13年9月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成13年 月 日

議長 高沢 良夫

署名議員 松村和子

署名議員 井上勝司